

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

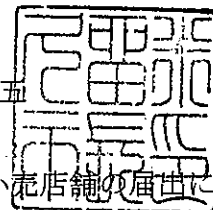
意見書

7商工第65号

令和7年4月18日

福岡県知事 様

久留米市長 原口 新五



令和7年3月5日付、6中小振第125号－19で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス東国分店

福岡県久留米市国分町字堂の脇1241番4、1242番7、1246番1、
1247番1、1247番4、1247番6

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見

（1）駐車需要の充足等

特になし。

（2）騒音の発生に係る事項

近隣から騒音に関して苦情や相談があった場合には、真摯に対応すること。

（3）廃棄物に係る事項等

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属性廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。

（4）街並みづくり等への配慮等

特になし。

（5）その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

計画地周辺の久留米市道を扱う工事は、事前に路政課（土木管理チーム）と施工内容を十分に協議の上、「道路工事施工承認申請」、「道路占用許可申請」などの必要な手続きを行い施工してください。